

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和7年8月25日(月)午前10時～
京都府公館4階第5会議室
(Web会議方式併用)

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

委員長の選任

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

配付資料一覧

- | | |
|-------|--|
| 資料1-1 | 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿 |
| 資料1-2 | 京都府環境影響評価専門委員会規則 |
| 資料1-3 | 京都府環境影響評価専門委員会生活環境影響調査部会設置要綱 |
| 資料2 | 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、指針、傍聴要領 |
| 資料3 | 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書について(諮問) |
| 資料4 | 京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ |
| 資料5-1 | 計画段階環境配慮書の概要と手続等 |
| 資料5-2 | 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書手続の流れ |
| 資料5-3 | 計画段階環境配慮書等正誤表 |
| 資料6 | 京都府環境影響評価条例の見直しについて |

事前送付資料

- ・乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書
- ・乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書 要約書

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期: 令和7年2月26日～令和9年2月25日)

氏 名	職 名
あらかわ あけみ 荒川 朱美	京都芸術大学芸術学部教授
おおした かずゆき 大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授
かつみ たけし 勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授
くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部教授
さこ かずえ 佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授
しみず よしひさ 清水 芳久	京都大学名誉教授
たかの やすし 高野 靖	京都大学名誉教授
とくち なおこ 徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
なかお しろう 中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
なるせ はじめ 成瀬 元	京都大学大学院理学研究科教授
ふの たかゆき 布野 隆之	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科准教授
まつい きよし 松井 淳	奈良教育大学名誉教授・特任教授
やまし かずよ 山地 一代	神戸大学大学院海事科学研究科教授
よしむら まゆみ 吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所四国支所 産学官民連携推進調整監
わたなべ つぎひろ 渡邊 紹裕	京都大学名誉教授・特任教授

(五十音順) (令和7年4月1日現在)

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号
改正 令和5年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、総合政策環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員

会に諮って定める。

附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第25号）（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会生活環境影響調査部会設置要綱

(設置)

第1条 京都府環境影響評価専門委員会規則（平成10年京都府規則第40号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に生活環境影響調査部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の審議)

第2条 部会の審議事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定により知事が専門的知識を有する者に意見を聴かなければならないとされている生活環境の保全に関し環境省令で定める事項とする。

(部会の決議)

第3条 前項の規定に基づき審議を行った事項については、部会の決議をもって規則第3条第3項の規定による専門委員会の決議とする。

(委任)

第4条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日 制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

7 環 管 第 216 号

令和 7 年 8 月 25 日

京都府環境影響評価専門委員会 委員長 様

京都府知事 西脇 隆俊



乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階
環境配慮書について（諮問）

京都府環境影響評価条例（平成 10 年京都府条例第 17 号。以下「条例」という。）
第 7 条の 3 の規定により、下記の者から一般廃棄物処理施設の設置に係る計画段階環
境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出がありました。

つきましては、当該配慮書の内容について、条例第 7 条の 6 第 1 項の規定により、
貴専門委員会の意見を求めます。

記

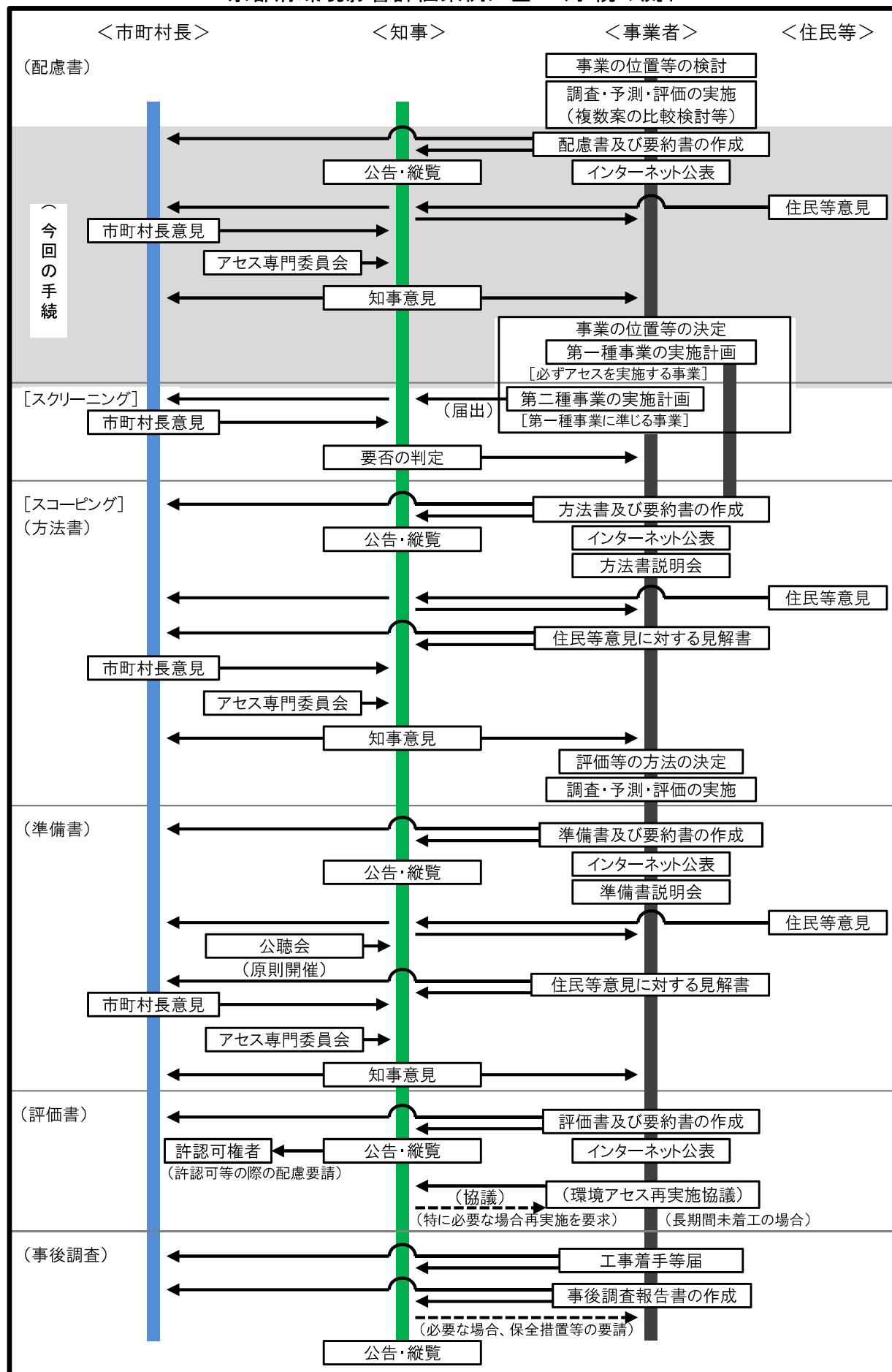
乙訓環境衛生組合

管理者 前川 光

（諮問理由）

条例第 7 条の 6 第 1 項において、「知事は、配慮書の内容について、専門委員会の
意見を聴いた上で、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事
項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成するものとす
る。」とされており、条例第 7 条の 3 の規定により乙訓環境衛生組合から提出のあっ
た計画段階環境配慮書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求め
るものです。

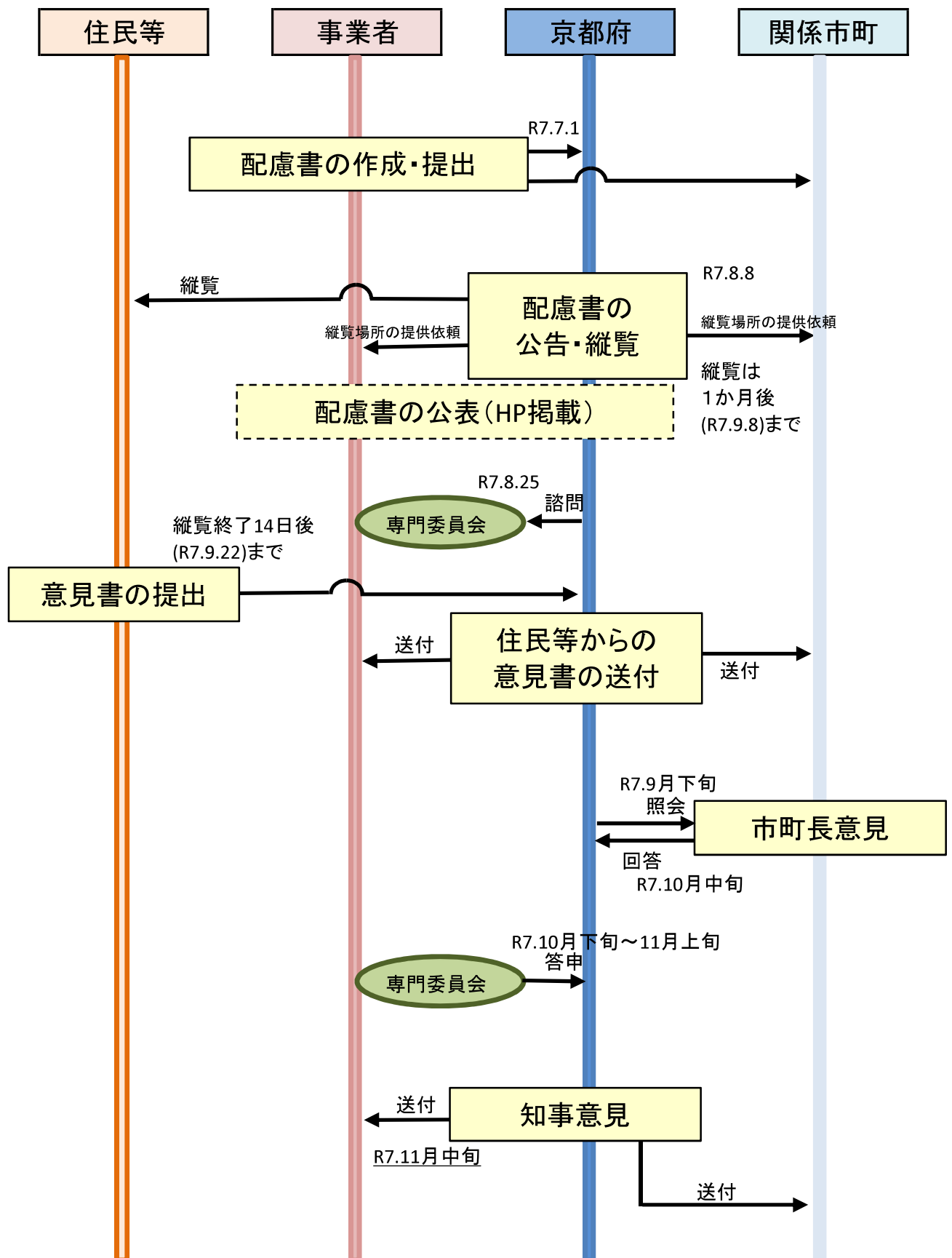
京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ



計画段階環境配慮書の概要と手続等

事業者	乙訓環境衛生組合（管理者 前川 光）		
事業実施想定区域	乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32		
事業名称	乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）		
事業の内容	一般廃棄物焼却施設の設置 （京都府環境影響評価条例施行規則 別表 6（3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（処理能力が 1 時間当たり 4 トン以上であるものに限る。） 一般廃棄物の処理能力 123 トン／日（5.125 トン／時間）		
稼働開始年度（予定）	令和 15 年度		
計画段階関係地域	事業実施想定区域から半径 2.8km の範囲 （含まれる市町村：京都市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町） ＊煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね 4 倍		
事業計画案の概要	○位置、施設規模の複数案は設定しない。 ○煙突高さ（59m 又は 78m） ○煙突位置（施設北側又は施設南側）		
計画段階配慮事項	工事中	なし	
	供用後	大気質	SO ₂ 、SS、NO ₂ 、HCl、水銀、ダイオキシン類（施設の稼働） 〈文献、予測式〉
		景観	主要な眺望点（煙突等） 〈文献、現地踏査〉
年月日（予定）	手続等		
令和 7 年 8 月 8 日	配慮書公告・縦覧（～9/8）、意見募集（～9/22）		
8 月 25 日	環境影響評価専門委員会（第 1 回）		
9 月下旬	一般意見書の送付（事業者、関係市町）		
10 月中旬	関係市町長意見		
10 月下旬～11 月上旬	環境影響評価専門委員会（第 2 回）		
11 月中旬	知事意見送付		

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る
計画段階環境配慮書手続の流れ



箇所	誤										正												
3ページ 1-3-1 事業の目的	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設であり、令和15年度までの稼働を予定しており、										本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設であり、令和14年度までの稼働を予定しており、												
158ページ 表113 一般廃棄物の 排出量推移	項目		向日市			長岡京市			大山崎町			項目		向日市			長岡京市			大山崎町			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	ごみ総排出量	(t)	14,264	14,004	13,135	23,840	22,806	22,159	3,790	3,796	3,645	ごみ総排出量	(t)	14,264	14,004	13,135	23,840	22,806	22,159	3,790	3,796	3,645	
	生活系ごみ搬入量	(t)	13,823	13,525	12,679	20,927	19,708	19,329	3,505	3,505	3,356	計画収集量	(t)	13,823	13,525	12,679	20,927	19,708	19,329	3,505	3,505	3,356	
	事業系ごみ搬入量	(t)	441	477	456	1,307	1,416	1,151	285	291	289	直接搬入量	(t)	441	477	456	1,307	1,416	1,151	285	291	289	
	集団回収量	(t)	0	2	0	1,606	1,682	1,679	0	0	0	集団回収量	(t)	0	2	0	1,606	1,682	1,679	0	0	0	
	1人1日当たりの排出量	(g/人日)	681	672	633	806	769	743	636	633	601	1人1日当たりの排出量	(g/人日)	681	672	633	806	769	743	636	633	601	
	資源化量	(t)	691	793	591	1,571	1,694	1,319	269	264	215	資源化量	(t)	691	795	691	3,177	3,376	3,361	269	264	261	
	直接資源化量	(t)	15	132	0	26	110	0	5	5	0	直接資源化量	(t)	15	132	13	26	110	166	5	5	5	
	中間処理後再生利用量	(t)	676	661	591	1,545	1,584	1,319	264	259	215	集団回収量	(t)	0	2	0	1,606	1,682	1,679	0	0	0	
	最終処分量	(t)	2,277	2,100	1,996	3,432	3,076	2,859	584	573	516	中間処理後再生利用量	(t)	676	661	678	1,545	1,584	1,516	264	259	256	
	直接最終処分量	(t)	91	51	51	26	25	15	0	16	7	最終処分量	(t)	2,277	2,100	2,022	3,432	3,076	2,997	584	573	540	
	焼却残渣量	(t)	2,076	1,956	87	3,167	2,859	33	539	519	3	直接最終処分量	(t)	91	51	87	26	25	33	0	16	3	
	処理残渣量	(t)	110	93	1,858	239	192	2,811	45	38	506	焼却残渣量	(t)	2,076	1,956	1,858	3,167	2,859	2,811	539	519	506	
												処理残渣量	(t)	110	93	77	239	192	153	45	38	31	
		項目		京都市			八幡市			久御山町			項目		京都市			八幡市			久御山町		
	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	ごみ総排出量	(t)	405,452	402,176	400,523	20,966	20,303	19,628	7,103	6,965	6,728	ごみ総排出量	(t)	405,452	402,176	400,523	20,966	20,303	19,628	7,103	6,965	6,728	
	生活系ごみ搬入量	(t)	353,453	350,613	349,629	18,710	18,208	17,569	3,939	3,767	3,625	計画収集量	(t)	353,453	350,613	349,629	18,710	18,208	17,569	3,939	3,767	3,625	
	事業系ごみ搬入量	(t)	31,843	30,520	29,989	676	546	580	3,164	3,198	3,103	直接搬入量	(t)	31,843	30,520	29,989	676	546	580	3,164	3,198	3,103	
	集団回収量	(t)	20,156	21,043	20,905	1,580	1,549	1,479	0	0	0	集団回収量	(t)	20,156	21,043	20,905	1,580	1,549	1,479	0	0	0	
	1人1日当たりの排出量	(g/人日)	19,362	19,295	19,289	709	685	658	1,192	1,162	1,110	1人1日当たりの排出量	(g/人日)	759	758	757	815	794	772	1,233	1,225	1,188	
	資源化量	(t)	27,520	26,927	20,599	1,124	1,161	829	376	454	234	資源化量	(t)	47,676	47,970	49,610	2,704	2,710	2,615	376	454	366	
	直接資源化量	(t)	0	850	0	140	145	0	114	106	0	直接資源化量	(t)	0	850	823	140	145	127	114	106	95	
	中間処理後再生利用量	(t)	27,520	26,077	20,599	984	1,016	829	262	348	234	集団回収量	(t)	20,156	21,043	20,905	1,580	1,549	1,479	0	0	0	
最終処分量	(t)	50,662	48,541	47,032	3,531	3,245	2,202	1,103	968	730	中間処理後再生利用量	(t)	27,520	26,077	27,882	984	1,016	1,009	262	348	271		
直接最終処分量	(t)	1,703	1,016	1,016	219	250	13	39	17	5	最終処分量	(t)	50,662	48,541	46,293	3,531	3,245	3,230	1,103	968	945		
焼却残渣量	(t)	48,959	47,219	1,096	2,087	1,927	323	753	709	28	直接最終処分量	(t)	1,703	1,016	1,096	219	250	323	39	17	28		
処理残渣量	(t)	0	306	44,920	1,225	1,068	1,866	311	242	697	焼却残渣量	(t)	48,959	47,219	44,920	2,087	1,927	1,866	753	709	697		
											処理残渣量	(t)	0	306	277	1,225	1,068	1,041	311	242	220		

乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書【要約書】

【正誤表】

箇所	誤	正
2ページ 1-3-1 事業の目的	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設で あり、 <u>令和15年度</u> までの稼働を予定しており、	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設で あり、 <u>令和14年度</u> までの稼働を予定しており、

京都府環境影響評価条例の見直しについて

環境影響評価法の改正（令和 7 年 6 月公布）を踏まえ、京都府環境影響評価条例の見直しを検討。

【法改正の概要】

（１） 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- 建替事業（※）に係る配慮書については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする。
- 一方、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする。
- 施行期日：公布の日から起算して 2 年を超えない範囲で政令で定める日

建替事業の場合

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 （既存事業の環境影響を踏まえ、具体的な環境配慮を記載）

※建替事業：既設工作物を除却又は廃止し、「同種の工作物」を「同一又は近接した区域」に新設する事業

＊ 1 同種の工作物：建替え前後の規模比が、政令で定める数値の範囲内であるものに限る。

＊ 2 近接した区域：政令で定める距離までの区域

（２） アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧期間後においても、あらかじめ当該図書を作成した事業者の同意を得た上で、環境大臣がアセス図書入手し、インターネットにより継続公開することを可能とする。
- 施行期日：公布の日から起算して 1 年を超えない範囲で政令で定める日